

北秋田市公告第389号

公 告

下記森林について、森林經營管理法第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年9月26日

北秋田市長 津谷 永光

記

1 經営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	經營管理権の終期	備考
R5-7	北秋田市七日市字猫平13-5	118-83	山林	2043.3.31	

2 縦覧場所

北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ
(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)

3 本公告により、北秋田市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。